

# 大分県報

平成二十九年  
第二八六五号  
三月二十一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

家畜検査の実施……………	一
道路区域の変更（二件）……………	二
道路の供用開始（二件）……………	二
急傾斜地崩壊危険区域の指定……………	三
県庁舎等維持管理業務入札参加資格審査規程の一部改正……………	四
公告	
県営土地改良事業の工事の完了……………	六

### 告示

大分県告示第百八十号  
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。  
平成二十九年三月二十一日

大分県知事 広瀬 貞

一 実施の目的  
家畜の伝染性疾病のうち、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、牛海綿状脳症、馬伝染性貧血、高病原性鳥インフルエンザ及び家きんサルモネラ感染症の発生予防のため  
二 検査の別、実施する区域、実施の対象となる家畜の種類及び範囲、実施の期日並びに検査方法

検査の別	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
------	--------	-------------------	-------	-------

ブルセラ病検査	県下全域	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、種雄牛及びこれらの牛と同居している牛並びに家畜保健衛生所長が必要と認めた牛（家畜保健衛生所長が認めたものを除く。）	平二九・四・一から平三〇・三・三一までの間に於いて家畜保健衛生所長が指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第九条の規定による方法
結核病検査	〃	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛、種雄牛及びこれらの牛と同居している牛、受精卵移植に供するため採卵牛並びに家畜保健衛生所長が必要と認めた牛（家畜保健衛生所長が認めたものを除く。）	〃	〃
ヨーネ病検査	〃	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びそのために県外から導入する雌牛並びに家畜保健衛生所長が必要と認めた牛	〃	〃
牛海綿状脳症検査	〃	実施区域内で飼育されており、月齢又は推定月齢が満四十八月以上で死亡した牛の死体（地理的条件等により当該検査を行うことが困難である場合として農林水産省令で定める場合を除く。）	平二九・四・一から平三〇・三・三一まで	〃
馬伝染性貧血検査	〃	家畜保健衛生所長が必要と認めた馬	〃	〃
高病原性鳥インフルエンザ検査	〃	一〇〇羽以上飼養する農場の家きん及び家畜保健衛生所長が必要と認めた鳥	〃	血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）その他必要な検査

家さんサルモネラ感染症検査 （農林水産省令で定める病原体によるものに限る。）	〃	実施区域内で飼育されている種鶏、種鶏の候補鶏及び種鶏と同群の鶏	〃	臨床検査、細菌学的検査及び血清学的検査
---	---	---------------------------------	---	---------------------

大分県告示第百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道色宮港木立線	佐伯市大字木立字大野四七三九番六地先から	前	一七・九メートル	一一八・三
	佐伯市大字木立字大野五二九四番六地先まで	後	三五・二メートル	一三〇・三

大分県告示第百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考

岐線				
県道国東安				
国東市国東町治郎丸字山下一〇一七番三地先から				
国東市国東町治郎丸字新涯一〇一四番三地先まで				
後	前			
A	B	A	メートル	メートル
一八・六 〃 一一・三	一二・八 〃 六・八	一八・六 〃 一一・三	六〇・〇	六〇・〇
六〇・〇	六四・〇		上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	

大分県告示第百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道色宮港木立線	佐伯市大字木立字大野四七三九番六から 佐伯市大字木立字大野五二九四番六まで	平二九・三・二一
県道赤木吹原佐伯線	佐伯市大字長谷野添六九一四番地先から 佐伯市大字長谷字迫七二八三番地先まで	

大分県告示第百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考



次倉中	竹田市	次倉	高須
			七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二四一八番二、二四一八番三の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二四一八番四、二四一九番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二四二二番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二四二二番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二四二三番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二四二四番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二四二五番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二四二六番の一部(標柱七号と八号を結んだ線の南側の部分)、二四二七番一、二四二七番二、二四二七番三の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、二四二七番四から二四二七番六まで、二四二八番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、二四二八番二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の西側の部分)、二四二八番三の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)及び二四八四番の一部(標柱四号から六号までを順次結んだ線の東側の部分)
			四四二番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、四四二番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二番七の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四一七番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、四四二二番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、四四二三番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、四四二四番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、四四二四番二の一部(標柱三号と四号を結んだ線の南側の部分)、四四二五番、四四二六番、四四二七番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番五から四四二七番一〇まで、四四二七番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番三の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番五の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番六の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番七の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番八の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番九の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四二七番一〇の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三〇番一、四四三〇番二、四四三〇番三、四四三〇番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三〇番五の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三〇番六の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三〇番七の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三〇番八の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三〇番九の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三〇番一〇の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三一番一、四四三一番二、四四三一番三、四四三一番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三一番五の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三一番六の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三一番七の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三一番八の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三一番九の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三一番一〇の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三二番一、四四三二番二、四四三二番三、四四三二番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三二番五の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三二番六の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三二番七の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三二番八の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三二番九の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三二番一〇の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三三番一、四四三三番二、四四三三番三、四四三三番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三三番五の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三三番六の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三三番七の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三三番八の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三三番九の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三三番一〇の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三四番一、四四三四番二、四四三四番三、四四三四番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三四番五の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三四番六の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三四番七の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三四番八の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三四番九の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)、四四三四番一〇の一部(標柱一号と二号を結んだ線の西側の部分)

3	知事は、前項の競争入札参加資格承継承認申請書の提出があつた場合で、競争入札参加	後追	日田市 大山町	西大山	イラノ 迫	四九二〇番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、四九二八番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、四九三〇番、四九三四番一、四九三八番、四九四四番、四九四五番一、四九四六番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の東側の部分)、四九四七番及び四九四八番
2	前項の規定により競争入札参加資格を承継しようとする者は、速やかに、競争入札参加資格承継承認申請書(第六号様式)に営業の一切を承継したことを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。	平田中 耶馬溪 町	平田	前田 中村 上ノ山	後平	七〇〇番一、七〇一番から七〇七番まで、七一〇番一、七一一番一から七一三番三まで及び七一一番五 七一二番一、七一二番二、七一二番五から七一三番九まで、七一三番一及び七一三番二 七一四番から七一九番まで、七二〇番一、七二〇番二、七二一番一、七二一番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)及び七二三番五
1	大分県告示第百八十六号 県庁舎等維持管理業務入札参加資格審査規程(昭和六十三年大分県告示第三百八号)の一部を次のように改正する。 平成二十九年三月二十一日 大分県知事 広 瀬 勝 貞	これら土地に伴う国有地等無番地の全部				柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分)、四四三五番の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、四四七九番六、四四七九番一四、四四八〇番二及び四四八〇番三

資格の承継を認めるときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知するものとする。  
 第六号様式中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を第七号様式とし、第五号  
 様式の次に次の二様式を加える。

第6号様式（第8条関係）

登録 番号	_____	_____
----------	-------	-------

競争入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり競争入札参加資格を承継したいので、関係書類を添えて申請します。  
 記

1 被承継人

所 在 地 \_\_\_\_\_  
 商号又は名称 \_\_\_\_\_  
 代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

2 承継する業務

3 承継の理由

4 添付書類

記号	添付書類
	合併契約書及び営業譲渡契約書
	総会議事録
	登記事項証明書
	関係事項全部証明書
	印鑑証明書
	委任状
	誓約書
	その他 ( _____ )

注 該当する添付書類の記号欄に○印を付けること。

平成二十九年三月二十一日

大分県報（告示・公告）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

# ○公 告

次のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。

平成二十九年三月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事 業 名

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

県営農村地域防災減災事業  
（上り戸地区）

平二七・四・一八

平二八・六・二七

県営中山間地域総合整備事業  
（農道整備）  
（豊後大野西部地区）

平二五・一二・五

平二六・一〇・六